

全 編

項目	頁	修正要旨
その他 時点修正等		・これまで参考編にあった災害時応援協定にかかる部分を新たに「災害時応援協定編」として分割したことによる参照先の変更

第 1 章 総 則

項目	頁	修正要旨
第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3 3 4 4 5	第2 処理すべき事務または業務の大綱 2 滋賀県警察 ・滋賀県警察災害警備計画との整合を図るため処理すべき事務または業務の大綱を修正 4 指定地方行政機関 ・機関名称の修正（近畿農政局滋賀支局） ・実態に即し、大阪管区気象台の処理すべき事務または業務の大綱を修正 ・適切な言い回しへの修正 6 指定公共機関 ・機関名称の修正・削除
第3節 地勢と気象	9 12 14	第2 気象（彦根地方気象台） ・適切な言い回しへの修正 ・彦根における平均風速と最大風速、最大瞬間風速の極値（m/s）の統計期間の更新 <hr/> 第3 気象と災害 ・適切な言い回しへの修正

第 2 章 災害予防計画

項目	頁	修正要旨
第1節 水害予防計画	18 19	第1 河川対策（土木交通部、近畿地方整備局、水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）） ・3 事業計画(2)の瀬田川改修計画において、文章を整理することで文意を明確化 <hr/> 第2 水害防止対策（県土木交通部、知事直轄組織） ・水防法の改正、滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき、市町支援にかかる文言の追加 ・水防法の改正による文言の修正（「浸水想定区域」→「洪水浸水想定区域」）（P88、P90、P91にも同様の修正あり）

	19	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の一部改定（平成27年8月）に基づき、「避難判断水位」を「特別警戒水位」に修正 ・水防法の改正による修正（事業計画において、「計画の基本となる降雨」を「想定し得る最大規模の降雨」に修正等） <p>第6 下水道施設整備計画（琵琶湖環境部）</p>
第2節 土砂災害 予防計画	21	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済み面積を平成26年度末時点に修正
		<p>第1 地すべり対策（土木交通部、農政水産部、琵琶湖環境部）</p>
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・1の計画方針について、文章を整理することで文意を明確化
		<p>第2 土石流対策（土木交通部）</p>
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流山地の面積を時点修正
		<p>第3 急傾斜地の崩壊対策（土木交通部）</p>
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・1の計画方針について、文章を整理することで文意を明確化 ・2の現況において、文章の整理を行い、文意の明確化を図るとともに、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数、面積を時点修正
	<p>第4 総合土砂災害対策（土木交通部）</p>	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・1の計画方針について、文章を整理することで文意を明確化 	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・3の事業計画において、土砂災害警戒情報を補足する情報として「危険度メッシュ情報」の追加の他、文章の整理による文意の明確化 	
	<p>第5 道路の落石・崩壊等対策（土木交通部）</p>	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路における対策を必要とする箇所数の時点修正 	
	<p>第6 治山対策（琵琶湖環境部）</p>	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・2の現況において、文章を整理することで文意を明確化 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・3の事業計画において、「地域森林計画」を「森林整備保全事業計画」に修正（両計画に基づき事業は実施しているが、震災対策編との整合を取るとともに、より実態に合った方の計画に修正するもの） 	
	<p>第7 造林対策（琵琶湖環境部）</p>	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・2の現況において、文章を整理することで文意を明確化 ・3の事業計画において、「環境林」について加筆 	
第3節 雪害予防 計画	29	<p>第2 集落雪崩対策（土木交通部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2の現況において、表現の見直し

<p>第4節 防災知識普及計画</p>	<p>31</p>	<p>第1 防災知識普及計画（各機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般住民に対する防災知識の普及の方法に危機管理センターにおける展示、研修、交流によることを追加 ・学校教育法の改正により平成28年4月より義務教育学校の校種が新設されることを受け、追記（「小・中学校」の表記を「小学校・中学校・義務教育学校」へ修正（P90、P91、P161にも同様の修正あり））
	<p>32</p>	<p>第2 防災訓練計画（各機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域応援訓練において、新たに奈良県が構成県になったことからの修正
<p>第5節 気象等観測業務計画</p>	<p>34</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 雨量観測施設において、関係機関の名称の修正 ・(2) 水位観測所の箇所数の修正 ・(6) レーダー雨量システム（近畿地方整備局）において、「降雪」については運用されていないことから、削除 ・その他文言の整理
<p>第8節 建造物災害予防計画</p>	<p>41</p>	<p>第2 市街地災害予防計画（土木交通部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の事業計画の(2) 市街地再開発事業において、新たに完了した地区の追加および平成26年度からの新規事業の追加
<p>第9節 防災救助施設等整備計画</p>	<p>42</p>	<p>第1 水防施設整備計画（土木交通部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の事業計画の(2) 水防用資機材において、指定水防管理団体が水防従事者の安全確保を図るため、携行式通信機器やライフジャケットの確保にかかる努力規定について追加
<p>第11節 鉄道施設災害予防計画</p>	<p>49 50</p>	<p>第2 民友鉄道施設災害予防計画（京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信楽高原鐵道株式会社において、上下分離方式の導入に伴い、「甲賀市」が鉄道事業者となったことから追加 ・踏切箇所数の時点修正、表記誤りの修正
<p>第17節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化</p>	<p>58 59</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正（P59、151にも同様の修正あり） ・「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル：第3章災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」については、現在改訂中のため、削除 ・土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」にかかる土砂災害対策における連携の強化を図るため追記（平成27年8月20日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長他通知による）
<p>第19節 危機管理センター</p>	<p>61</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備が完了したことから、削除

第3章 災害応急対策計画

項目	頁	修正要旨
第1節 防災組織整備計画	64	第1 組織計画（知事直轄組織） ・役職名の修正
	66 67	第2 動員計画（県知事直轄組織、県総務部、県教育委員会） ・実態に即した人員体制に修正 ・文言の整理
第2節 情報計画	69 71 72	第1 災害情報通信計画（知事直轄組織） ・(2)ア 被害即報（カ）、（キ）を実態に即し削除 ・機関名の変更に伴う修正
	73 74 75	第2 気象予警報伝達計画（彦根地方気象台、近畿地方整備局、県知事直轄組織、県土木交通部） ・(1)注意報、警報等の種別について、本県においては波浪、高潮はないことから、削除 ・キの洪水予報において、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを踏まえた「避難判断の目安となる水位」の見直しを行った河川と行っていない河川で基準が異なることから表を修正
	76	・クの土砂災害警戒情報について、文章の整理による文意の明確化および土砂災害警戒情報を補足する情報である危険度メッシュ情報を市町の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断のため提供することを追加
	76	・サの火災気象通報において、基準の見直しおよび表現の見直しによる修正
	78	・気象予警報の伝達経路において、伝達手段の変更による修正および機関名称の変更に伴う修正
	79	・その他機関名称の変更に伴う修正や文言の整理による文意の明確化
第4節 災害救助保護計画	90	第2 避難救出計画（知事直轄組織、健康医療福祉部、県警察、土木交通部、陸上自衛隊第3戦車大隊） ・適切な言い回しへの修正
	100	第8 医療援護計画（健康医療福祉部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科医師会） ・誤植の修正
	101 102	・適切な言い回しへの修正
	104	・体系図において、実態に即した形に修正
	105	・(5) 医薬品、医療資機材の調達において、医師の配備等とは関係ないことから、削除
	106	・病院名の変更に伴う修正
110	第10 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬（埋葬）計画（健康医療福祉部、滋賀県警察、日本赤十字社） ・火葬計画を円滑に進めるため、新たに広域火葬要綱および事務処理要領を策定したことによる修正。	

第6節 交通輸送計画	116	<p>第2 輸送計画（県各機関、近畿運輸局（滋賀運輸支局）、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理により文意を明確化
第10節 鉄道施設 応急対策計画	130	<p>第2 民間鉄道施設応急対策計画（京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下分離方式の導入に伴い、「甲賀市」が鉄道事業者となったことからの追加
第13節 相互協力 計画	137 138 139	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに締結した協定書の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の状況把握のための防災映像情報の相互交換（大津市（大津市消防局）） ・企業名の変更に伴う修正 ・新たに締結した協定書の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定（近畿2府8県バス協会（10団体）、近畿2府7県、関西広域連合） ・災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（近畿臨床検査約卸連合会） ・災害の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定書（滋賀県石油商業組合） ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人全国木造建設事業協会） ・災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定（滋賀県老人福祉施設協議会） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（近畿2府8県宅建業協議会（10団体）、近畿2府7県、関西広域連合） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（全日本不動産協会近畿2府8県本部（10団体）、近畿2府7県、関西広域連合） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公社）日本賃貸住宅管理協会、近畿2府7県、関西広域連合） ・災害時における被災動物救護活動に関する協定書（（公社）滋賀県獣医師会） ・災害時におけるボランティア支援に関する協定書（ライオンズクラブ国際協会335複合地区※関西広域連合において締結）
第17節 災害警備 計画	148	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制は、警報発表の有無にかかわらず、災害が発生するおそれがある場合に発令されることから、表現を修正

第4章 災害復旧計画

項目	頁	修正要旨
第2節 災害復旧 事業に伴う財政援助 および助成計画	160 161	<ul style="list-style-type: none"> ・誤植の修正 ・小規模企業者等設備導入資金助成法の改正により、延長措置が廃止されたことに伴う修正 ・法令との整合を図るための修正および根拠条文の追加